

さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

さいたま市人事委員会委員長 白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第4号

さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長又は <u>参事</u> を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹、参与</u> 又は主査を置くことができる。 4 [略]	(職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長、 <u>参事、総合調整幹又は調整幹</u> を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、 <u>専門幹、参与</u> 又は主査を置くことができる。 4 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。